

平成17年9月30日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物は一般廃棄物であることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項の規定に基づき、市町村が一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における当該廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し処分しなければならないこととなっております。

しかし、近年、在宅医療の進展に伴い在宅医療廃棄物の排出量が増加していることから、環境省では平成15年度、16年度に「在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会」を設置し、調査検討を行い、今般、その検討結果が報告書にまとめられました。

本報告書では、在宅医療廃棄物の処理の在り方については、今後引き続き検討することが必要であるが、現状としては現在実施されている在宅医療の結果排出される鋭利な物（注射針等）は、医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理すること、その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理することが最も望ましいとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、在宅医療廃棄物の取扱いについて、市町村とで十分話し合いを行っていただき、家庭から排出される廃棄物は一般廃棄物であり、市町村が責任を持つべきであるという法律原則を主張されるとともに、住民・患者の不安を取除き、かつ医療機関がすべての責任を負うことのないよう適切に対処していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、報告書については、環境省ホームページ中の下記のURLからダウンロードすることができます。

記

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h17-03/index.html>



(地 I 107)

平成17年9月20日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

田 島 知



在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について

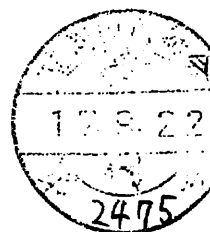
時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、環境省では、平成15年度、16年度に「在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会」を設置し、調査検討を行い、このほどその検討結果を報告書にとりまとめましたので、その報告書をお送りいたします。

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物は一般廃棄物であることから、廃棄物処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項の規定に基づき、市町村が一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における当該廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならないことになっております。

この報告書の提言では、在宅医療廃棄物の処理の在り方については、処理責任の所在の整理、費用負担の仕組み、法制度の整備等も含めて今後引き続き検討することが必要であるが、現状としては現在実施されている在宅医療の結果排出される鋭利な物（注射針等）は、医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理すること、その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理することが最も望ましいと考える、としております。

つきましては、在宅医療廃棄物の取扱いについて、郡市区医師会と市町村とで十分に話し合いを行っていただき、家庭から排出される廃棄物は一般廃棄物であり、市町村が責任を持つべきであるという法律原則を主張されるとともに、住民・患者の不安を取り除き、かつ医療機関がすべての責任を負うことのないよう適切に対処していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。





環廃産発第050908003号

平成17年9月8日

社団法人 日本医師会

会長 植松 治雄 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長



在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（以下、「在宅医療廃棄物」という。）は一般廃棄物であることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第1項の規定に基づき、市町村が一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における当該廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならないこととしていますが、近年、在宅医療の進展に伴い在宅医療廃棄物の排出量が増加していることから、環境省ではその処理状況を調査し、在宅医療廃棄物の処理の在り方を検討するため、平成15年度及び平成16年度に「在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会」（以下、「検討会」という。）において調査検討を行い、今般その検討結果を報告書として別添のとおり取りまとめました。

検討会では、在宅医療廃棄物の処理の在り方については、今後も引き続き検討することが必要であるとしつつも、現段階で最も望ましい方法として、（1）注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する、（2）その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理するという方法が考えられるとしています。

つきましては、この趣旨を御理解の上、医療機関においては、市町村と連携を図りつつ、在宅医療廃棄物の感染性等に応じた適切な処理方法について、医師等から患者へ適切な指導が行われ、在宅医療廃棄物の適切な処理が推進されるよう御協力をお願いいたします。

なお、報告書は環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/recycle/report/hl17-03/index.html>)に掲載していますので、貴協会会員等への周知等に御活用ください。